

令和3年度社会福祉法人等の 指導監査結果(実績報告)

令和4年(2022年)6月
福 祉 部
福祉指導監査課

もくじ

1. 指導監査の基本的な考え方	1
(1) 基本理念	1
(2) 指導監査体制	1
(3) 具体的な指導監査等の方法	2
① 様々な指導監査等	2
② 社会福祉法人・施設指導監査説明会、集団指導及び育成研修	2
③ 指導監査及び実地指導	2
④ 監査	3
⑤ 指導監査実施方針等について	3
2. 社会福祉法人及び社会福祉施設等の実施状況	4
(1) 対象	4
① 社会福祉法人	4
② 社会福祉施設等	4
③ 特定教育・保育施設等	4
④ 認可外保育施設等	4
(2) 重点指導事項	6
① 本部運営	6
② 本部会計	6
③ 職員処遇	7
④ 利用者支援	7
⑤ 食事提供	7
⑥ 施設会計	7
⑦ 確認監査	7
(3) 実施状況	8
① 社会福祉法人・施設指導監査説明会及び集団指導	8
② 指導監査	8
(4) 主な指導事項	12
① 社会福祉法人	12
② 社会福祉施設等	14
③ 確認監査	16
④ 認可外保育施設等	17
(5) 対策	18
① 社会福祉法人・施設指導監査説明会及び集団指導の実施	18
② 計画的な指導監査の実施	18
(6) 令和4年度指導監査の主な重点指導事項	19
3. 介護保険サービス事業者、有料老人ホーム等の実施状況	21
(1) 対象	21
(2) 最重点指導事項及び重点指導事項	23
① 人員、設備及び運営に関する事項	23
② 介護報酬の請求に関する事項	23
(3) 実施状況	24

① 集団指導	24
② 実地指導	24
(4) 主な指導事項	29
① 身体的拘束等の原則禁止について	29
② 各サービス計画の作成について	30
③ 事故発生時の対応	30
④ 勤務体制の確保等	31
⑤ 介護給付費等の算定及び取扱いについて	31
(5) 対策	32
① 集団指導の実施	32
② 計画的な実地指導の実施	32
(6) 令和4年度指導監査の重点指導事項	32
① 運営指導における重点指導事項	32
② 報酬請求指導における重点指導事項	33
(7) 業務管理体制の整備に関する確認検査	33
① 一般検査	33
② 特別検査	34
4. 障害福祉サービス事業者等の実施状況	35
(1) 対象	35
(2) 重点指導事項	37
① 人員、設備及び運営指導に関する事項	37
② 報酬請求指導に関する事項	37
(3) 実施状況	37
① 集団指導	37
② 実地指導	38
(4) 監査	42
(5) 行政処分等	42
(6) 主な指導事項	43
① 人員に関する事項	43
② 運営に関する事項	44
③ 介護給付費等の算定及び取扱い	45
(7) 対策	45
① 障害福祉サービス事業者連絡会における周知	45
② 集団指導の実施	46
③ 計画的な実地指導の実施	46
(8) 令和4年度指導監査の主な重点指導事項	46
① 人員、設備及び運営指導に関する事項	46
② 報酬請求指導に関する事項	47
(9) 業務管理体制加算の整備に関する確認検査	47
① 一般検査	47
② 特別検査	47

1. 指導監査の基本的な考え方

(1) 基本理念

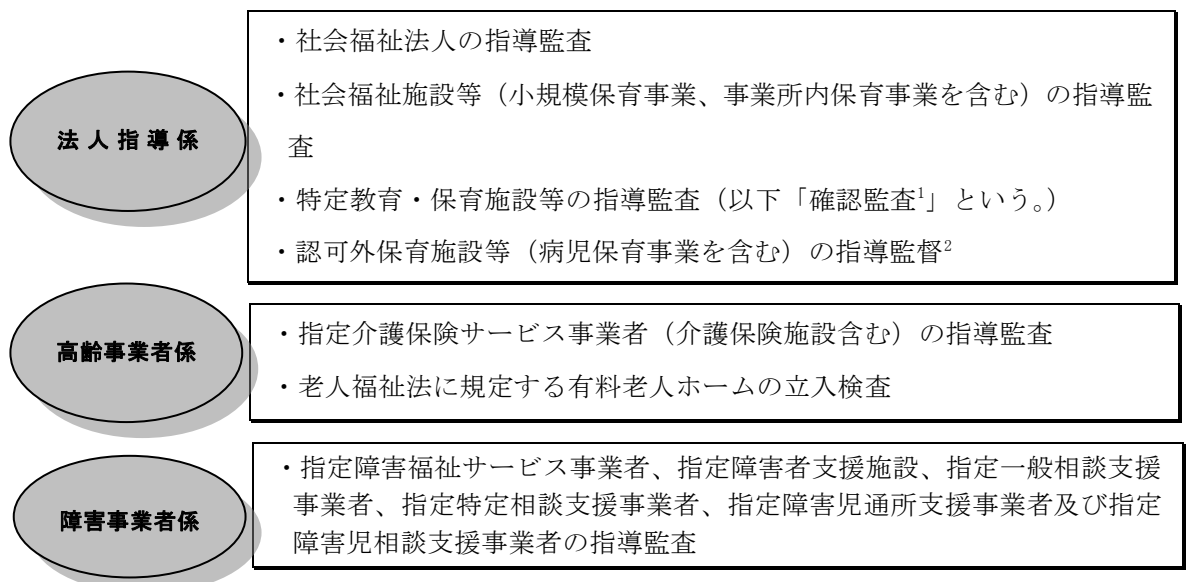
社会福祉事業者等（介護、障害、保育といった社会福祉サービスを一般に提供する事業者をいう。）は、福祉サービスを必要とする市民が安全に安心して利用できるよう、常に客観的な視点でサービスを見直すことにより、市民ニーズに応え、質の高いサービスを提供する必要があります。

また、社会福祉法人や社会福祉施設（以下「社会福祉法人等」という。）は、市民から社会福祉事業の中心的な担い手として期待されており、指定介護保険サービス事業所及び指定障害福祉サービス事業所等（以下「事業所等」という。）においては、介護等が必要な人の尊厳を保持し、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することが求められています。

こうした市民の期待と信頼に応えるため、本市では、社会福祉法人等や事業所等の指導監査を通じ、自主的・自立的なサービス提供の点検・改善などに必要な調査、指導及び助言を行い、高齢者や児童、そして障害者（児）など、誰もが尊厳を持って、住み慣れた地域で自分らしく生きがいと誇りを持って安心して暮らし続けられるよう利用者本位のサービス提供体制の確保に努めるとともに、これらが持続的に確保されるよう継続的なきめ細かな指導監査をめざします。

(2) 指導監査体制

■福祉指導監査課の体制とその役割



¹ 確認監査とは、子ども・子育て支援法に基づき、特定教育・保育施設等に対し、確認基準の遵守並びに施設型給付費等の支給の適正化を図るために実施するもの。

² 指導監督とは、児童福祉法等に基づき、認可外保育施設に対し、適正な保育内容及び保育環境が確保されているか否かを確認するために実施するもの。

(3) 具体的な指導監査等の方法

指導監査については、別に定める指導監査要綱や指導監査実施方針等に基づき、以下の方法により行います。なお、度重なる指導にも関わらず改善されない、改善の見込みがない、あるいは改善に対する姿勢が見受けられない場合などは、実地指導³から監査⁴に切り替え対応します。

① 様々な指導監査等

- ・社会福祉法人・施設指導監査説明会、集団指導及び育成研修
- ・実地指導
- ・監査

② 社会福祉法人・施設指導監査説明会、集団指導及び育成研修

- ・社会福祉法人・施設指導監査説明会及び育成研修は、社会福祉法人及び社会福祉法人が経営する施設を対象に、指導監査の結果等や研修を講習会形式等で行います。
- ・集団指導は、特定教育・保育施設等を対象に確認基準の周知徹底を図るため講習会形式等で行います。
- ・集団指導及び育成研修は、あらかじめ実施日時、場所、指導内容等を定め、事前に指定介護保険サービス事業所及び指定障害福祉サービス事業所等に対し文書により通知します。特段の理由もなく集団指導に参加できない、あるいは参加しない事業所等には、実地指導を行います。なお、特段の理由がある場合は、別途、個別指導を行うことで、集団指導に参加したものとみなします。

③ 指導監査及び実地指導

指導監査等については、対象となる社会福祉法人等や事業所等に対し実施日時等を、事前に通知するとともに、以下のとおり行います。

○社会福祉法人等関連

- ・社会福祉法人 3年に1回を基本に実施
- ・社会福祉施設（児童福祉施設を除く） 3年に1回を基本に実施

³ 関係法令等の規定により、社会福祉法人等に対する実地指導を「指導監査」、確認監査及び指定介護保険サービス事業所並びに指定障害福祉サービス事業所等に対しては「実地指導」、有料老人ホーム等に対しては「立入検査」、認可外保育施設等に対しては「立入調査」とします。

⁴ 関係法令等の規定により、社会福祉法人等に対する監査を「特別監査」、確認監査及び指定介護保険サービス事業所及び指定障害福祉サービス事業所等に対しては「監査」、認可外保育施設等に対しては「特別立入調査」とします。

- ・児童福祉施設（小規模保育事業、事業所内保育事業を含む）
1年に1回実施
- ・確認監査（特定教育・保育施設等）
2年に1回を基本に実施
- ・認可外保育施設（病児保育事業を含む）
1年に1回を基本に実施
- 高齢介護関連
 - ・指定介護保険サービス事業所
3年から6年に1回を基本に実施
 - ・老人福祉法に規定する有料老人ホーム
3年から6年に1回を基本に実施
- 障害福祉関連
 - ・指定障害者福祉サービス事業所、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業所及び指定特定相談支援事業所
概ね3年に1回実施
 - ・指定障害児通所支援事業所及び指定障害児相談支援事業所
概ね3年に1回実施

○その他

利用者等からの相談や苦情などがあり、特に、実地による状況確認等が必要な場合には、随時による実地指導を行います。

④ 監査

法人運営又は施設等の運営に重大な問題を有すると認められる場合及び不祥事が発生した場合、又はそのおそれがあると認められる場合等に、監査を行います。

また、利用者に対して、虐待を行ったと判断される場合又は疑われる場合、事業内容に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由がある場合及び特に監査の実施が必要と認められるとき、監査を行います。

⑤ 指導監査実施方針等について

別に定める指導監査実施方針については、前年度の指導監査の実施結果を踏まえ、毎年度改正します。なお、改正にあたっては、本市には事例がないものの未然防止策として指導監査実施方針の重点指導事項⁵に加えるなど、社会福祉法人等や事業所等が適切なサービス提供体制が維持・継続できるよう効果的な指導監査に努めます。

⁵ 当該年度の指導監査を行うにあたって、前年度やこれまでの指導監査の実施結果から明らかとなった課題等から、特に重要視すべき点を「指導監査実施方針の重点指導事項」とし、社会福祉法人・施設指導監査説明会や集団指導を通じて指導を行い、社会福祉法人等に対して自己点検と自己改善を促します。

2. 社会福祉法人及び社会福祉施設等の実施状況

(1) 対象

① 社会福祉法人

指導監査の対象は、本市所管の社会福祉法人（市域内に社会福祉法人の本部を設置し、市域内でのみ事業を行っている法人）です。

なお、市域内に社会福祉法人の本部を設置しているが、本市以外の府内市町村や他府県に跨って施設や事業を運営している場合は、大阪府が所管する社会福祉法人として、大阪府が指導監査を行うこととなります。

② 社会福祉施設等

指導監査の対象は、社会福祉法人の所轄庁が大阪府、他府県または政令指定都市に関わらず、市域内にある本市所管の社会福祉施設及び社会福祉法人以外の設置者（個人を含む）が経営する、市域内にある本市所管の児童福祉施設です。

③ 特定教育・保育施設等

確認監査の対象は、市域内にある施設型給付費及び地域型保育給付費の支給に係る施設及び事業者として本市が確認をした特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業です。

④ 認可外保育施設等

指導監督の対象は、本市に届出があった市域内にある認可外保育施設及び病児保育事業です。

表 1-1

【令和 3 年度社会福祉法人及び社会福祉施設等所管数】

		社会福祉法人立 所管数	社会福祉法人立 以外の所管数	計
社会福祉法人		29 法人		29 法人
社会福祉施設等				
特別養護老人ホーム		23 施設		23 施設
軽費老人ホーム		3 施設		3 施設
障害者支援施設		1 施設		1 施設
特定教育・ 保育施設等	保育所	18 施設	27 施設	45 施設
	幼保連携型認定こども園 (公立含む)	13 施設	34 施設	47 施設
	小規模保育事業	4 事業所	11 事業所	15 事業所
	事業所内保育事業		1 事業所	1 事業所
	幼稚園型認定こども園		7 施設	7 施設
	幼稚園(新制度)		8 施設	8 施設
認可外保育施設等				
認可外保育施設 (居宅訪問型保育事業含む)		5 施設	73 施設	78 施設
病児保育事業			3 事業所	3 事業所

注) 令和 3 年 4 月 1 日現在の法人及び施設数

参考【令和2年度社会福祉法人及び社会福祉施設等所管数】

		社会福祉法人立 所管数	社会福祉法人立 以外の所管数	計
社会福祉法人		29 法人		29 法人
社会福祉施設等				
特別養護老人ホーム		23 施設		23 施設
軽費老人ホーム		3 施設		3 施設
障害者支援施設		1 施設		1 施設
特定教育・ 保育施設等	保育所	20 施設	28 施設	48 施設
	幼保連携型認定こども園 (公立含む)	10 施設	34 施設	44 施設
	小規模保育事業	4 事業所	11 事業所	15 事業所
	事業所内保育事業		2 事業所	2 事業所
	幼稚園型認定こども園		7 施設	7 施設
	幼稚園(新制度)		7 施設	7 施設
認可外保育施設等				
認可外保育施設 (居宅訪問型保育事業含む)		5 施設	66 施設	71 施設
病児保育事業			3 事業所	3 事業所

注) 令和2年4月1日現在の法人及び施設数

(2) 重点指導事項

令和3年度の『社会福祉法人等指導監査実施方針』における主な重点指導事項は以下のとおりです。

① 本部運営

- ・ 評議員の選任について
- ・ 監事の理事会への出席について
- ・ 評議員会及び理事会の決議について
- ・ 評議員会の議事録について
- ・ 地域における公益的な取組について

② 本部会計

- ・ 財務管理の状況について
- ・ 経理規程について

- ・ 社会福祉法人会計基準に基づいた計算書類等について
- ・ 引当金の適正な処理について

③ 職員処遇

- ・ 就業規則（各規程含む）の整備について
- ・ 職員の健康管理について
- ・ 非常災害対策計画・避難確保計画について

④ 利用者支援

- ・ 苦情解決体制の確立について
- ・ 施設内の安全管理について
- ・ 虐待防止・身体的拘束の原則禁止について
- ・ 事故発生の防止及び発生時の対応について
- ・ 避難・消防等訓練について

⑤ 食事提供

- ・ 衛生管理（検査用保存食）について
- ・ 栄養管理（給与栄養目標量）について

⑥ 施設会計

- ・ 財務管理の状況について
- ・ 社会福祉法人会計基準に基づいた計算書類等について
- ・ 引当金の適正な処理について
- ・ 委託費の弾力運用について（保育所）

⑦ 確認監査

- ・ 重要事項説明書について
- ・ 職員配置について
- ・ 秘密保持について
- ・ 施設型給付費等の請求等（処遇改善加算・施設長（管理者）設置加算）について

(3) 実施状況

① i 社会福祉法人・施設指導監査説明会及び ii 集団指導

≪ i 社会福祉法人・施設指導監査説明会及び ii 集団指導 ≫	
・開催期間	i 令和3年6月下旬から約4週間 ii 令和3年7月中旬から約2週間
・開催手法	動画配信 (YouTube)
・参加数	i 32 法人 ii 30 法人
・内 容	【 i 社会福祉法人・施設指導監査説明会】 1. 令和2年度社会福祉法人等指導監査結果について 2. 令和3年度社会福祉法人等指導監査実施方針について 等 【 ii 集団指導】 1. 指導監査について 2. 令和2年度指導監査の実施状況 3. 主な留意事項について 4. その他

② 指導監査

i) 社会福祉法人

本市が所管する 29 法人のうち、令和3年度は、表 1-2 のとおり実施しました。なお、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、感染拡大を抑制する観点から、2 法人の指導監査を延期しました。

表 1-2

【社会福祉法人の実施状況】（令和3年度）

	所管数	計画数	実施数	指導数(文書・口頭)	助言数
社会福祉法人	29	13	11	73(65・8)	11
特別養護老人ホーム	5	3	1	2(2・0)	1
保育所	10	5	5	41(38・3)	7
その他	14	5	5	30(25・5)	3

参考【社会福祉法人の実施状況】（令和2年度）

	所管数	計画数	実施数	指導数(文書・口頭)	助言数
社会福祉法人	29	12	3	40(35・5)	1
特別養護老人ホーム	5	1	0	0(0・0)	0
保育所	10	5	2	21(17・4)	1
その他	14	6	1	19(18・1)	0

ii) 社会福祉施設等

本市が所管する135施設のうち、令和3年度は、表1-3のとおり実施しました。
 なお、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、感染拡大を抑制する観点から、17施設の指導監査を延期等しました。

表 1-3

【社会福祉施設等の実施状況】（令和3年度）

	所管数	計画数	実施数	指導数(文書・口頭)	助言数
老人福祉施設	26	9	6	9(6・3)	5
特別養護老人ホーム	23	9	6	9(6・3)	5
軽費老人ホーム	3	0	0	0(0・0)	0
障害者支援施設	1	1	0	0(0・0)	0
障害者支援施設	1	1	0	0(0・0)	0
児童福祉施設等	108	108	95	163(99・64)	72
保育所	45	45	38	82(56・26)	32
幼保連携型認定こども園 (公立含む)	47	47	44	57(27・30)	24
小規模保育事業	15	15	12	23(15・8)	14
事業所内保育事業	1	1	1	1(1・0)	2
合 計	135	118	101	172(105・67)	77

注) 幼稚園型認定こども園及び幼稚園(新制度)は、確認監査のみ実施しているため省略。

参考【社会福祉施設等の実施状況】（令和2年度）

	所管数	計画数	実施数	指導数(文書・口頭)	助言数
老人福祉施設	26	12	0	0(0・0)	0
特別養護老人ホーム	23	12	0	0(0・0)	0
軽費老人ホーム	3	0	0	0(0・0)	0
障害者支援施設	1	1	0	0(0・0)	0
障害者支援施設	1	1	0	0(0・0)	0
児童福祉施設等	109	109	24	72(51・21)	11
保育所	48	48	14	35(29・6)	6
幼保連携型認定こども園 (公立含む)	44	44	4	21(15・6)	1
小規模保育事業	15	15	6	16(7・9)	4
事業所内保育事業	2	2	0	0(0・0)	0
合 計	136	122	24	72(51・21)	11

注) 幼稚園型認定こども園及び幼稚園(新制度)は、確認監査のみ実施しているため省略。

iii) 確認監査

本市が所管する123施設のうち、令和3年度は、表1-4のとおり実施しました。

表 1-4

【確認監査の実施状況】（令和3年度）

	所管数	計画数	実施数	指導数(文書・口頭)	助言数
特定教育・保育施設等	123	15	15	65(60・5)	5
保育所	45	6	6	2(2・0)	1
幼保連携型認定こども園 (公立含む)	47	0	0	0(0・0)	0
小規模保育事業	15	3	3	4(1・3)	0
事業所内保育事業	1	0	0	0(0・0)	0
幼稚園型認定こども園	7	2	2	2(2・0)	0
幼稚園(新制度)	8	4	4	57(55・2)	4

参考【確認監査の実施状況】（令和2年度）

	所管数	計画数	実施数	指導数(文書・口頭)	助言数
特定教育・保育施設等	123	67	1	1(1・0)	0
保育所	48	28	1	1(1・0)	0
幼保連携型認定こども園 (公立含む)	44	25	0	0(0・0)	0
小規模保育事業	15	5	0	0(0・0)	0
事業所内保育事業	2	0	0	0(0・0)	0
幼稚園型認定こども園	7	5	0	0(0・0)	0
幼稚園(新制度)	7	4	0	0(0・0)	0

iv) 指導監督

本市に届出があった91施設等のうち、令和3年度は、表1-5のとおり実施しました。
 なお、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、感染拡大を抑制する観点から、15施設の監査を中止しました。

表 1-5

【指導監督の実施状況】（令和3年度）

	所管数	計画数	実施数	指導数 (文書・口頭)	助言数	証明書 交付数 ⁶
認可外保育施設 (居宅訪問型保育事業含む)	88	77	62	68(21・47)	5	58
病児保育事業	3	3	3	2(1・1)	1	
合 計	91	80	65	70(22・48)	6	58

注) 所管数には、令和3年4月2日～令和4年3月31日までに本市に届出があった認可外保育施設(10施設)を含む。

注) 計画数において、休止中の施設等(11施設)は除く。

⁶ 指導監督基準の全項目について適合していることを確認した場合、また、改善指導を行った場合でも、その指導事項の改善状況の確認により、全項目について適合していることを確認した場合には、認可外保育施設のうち届出対象施設については「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」を交付しています。

参考【指導監督の実施状況】（令和2年度）

	所管数	計画数	実施数	指導数 (文書・口頭)	助言数	証明書 交付数
認可外保育施設 (居宅訪問型保育事業含む)	84	70	58	84(26・58)	4	52
病児保育事業	3	3	1	0(0・0)	0	
合 計	87	73	59	84(26・58)	4	52

注) 所管数には、令和2年4月2日～令和3年3月31日までに本市に届出があった認可外保育施設（13施設）を含む。

注) 計画数において、休止中の施設等（14施設）は除く。

(4) 主な指導事項

11 法人及び172施設に対し、指導監査を実施した結果、全体で380件（文書指導252件、口頭指導128件）の指導及び99件の助言を行いました。

法人及び施設に対する主な指導事項は以下のとおりです。

① 社会福祉法人

○本部運営

・評議員会及び理事会の決議について

評議員会又は理事会の決議には、その決議について特別の利害関係を有する評議員又は理事が加わることができないことから、当該特別の利害関係を有する評議員又は理事の存否については、その決議を行う前に確認するよう指導しました。「特別の利害関係」とは、評議員が、その決議について、法人に対する善管注意義務を履行することが困難と認められる利害関係を言います。

また、理事については、その決議について、法人に対する忠実義務を履行することが困難と認められる利害関係を意味するものであり、「特別の利害関係」がある場合としては、理事の競業取引（理事が自己又は第三者のために当該法人の事業に属する取引を行うこと）や利益相反取引（理事が自己又は第三者のために法人と取引を行うこと）の承認や理事の損害賠償責任の一部免除の決議等の場合があります。

【具体的な指導事項】

○評議員会及び理事会において、その議決に係る特別の利害関係を有する評議員、理事が加わることができないことから、当該決議を行う前に確認をしておくこと。

・理事長及び業務執行理事による理事会への報告について

理事長及び業務執行理事は、3ヶ月に1回以上（定款で毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で年2回以上とすることも可能）、自己の職務の執行状況を理事会に報告する義務がありますので、理事会に報告するよう指導しました。

報告内容について法令等の定めはありませんが、例えば、法人が実施する社会福祉事業、公益事業、収益事業等の運営状況及び経営状況、地域における公益的な取組の進捗状況、理事長等の専決事項、その他重要事項等の報告を行います。

なお、理事長の職務の執行状況の報告は、理事会への報告の省略の規定（理事及び監事の全員に理事会に報告すべき事項を通知することによって理事会への報告を省略する規定）を適用することはできません。

【具体的な指導事項】

○理事長及び業務執行理事は、理事会で自己の職務の執行状況の報告が行われていないので、4ヶ月を超える間隔で2回以上、理事会に報告すること。

○理事長及び業務執行理事の自己の職務の状況についての報告は、理事会への報告の省略を適用しないため、対面等で行われる理事会で報告すること。

○本部会計

・現金預金について

財産目録は、法人の全ての資産及び負債について貸借対照表に表示するものであり、預金は金融機関発行の残高証明書と整合しなければなりません。しかしながら、残高証明書の金額と現金預金の金額が一致していないため、整合性を図るよう指導しました。

【具体的な指導事項】

○残高証明書の金額と貸借対照表の現金預金の金額が相違しているため、原因を説明するとともに是正すること。

・社会福祉法人会計基準に基づいた計算書類等について

社会福祉法人の会計は、定められた会計処理の原則（「正規の簿記の原則」「明瞭性の原則」「継続性の原則」等）に従って正確な計算を行うものです。計算書類等は、社会福祉法人の財務内容を明らかにし、社会福祉法人の状況に関して施設の利用者、その他の家族、利害関係者をはじめ一般市民に公開するものであるため、基準に則した

計算書類等を作成するよう指導しました。

【具体的な指導事項】

- 本部会計について、本部サービス区分で負担すべき経費を施設サービス区分で支出しているため、本部会計サービスで負担すること。
- 軽自動車をリースで取得しているが、適正な勘定科目で計上すること。

② 社会福祉施設等

○職員処遇

・非常災害対策計画の作成について

児童福祉施設等は、災害発生時の避難に当たって支援を要する者が利用していることから、利用児童等の安全を確保するため、非常災害に関する具体的な計画を定めることとされています。計画に不足項目がある施設が見られたので、適切に作成するよう指導しました。

【具体的な指導事項】

- 非常災害対策計画について、以下の項目が不足しているため追加すること。
 - ・児童福祉施設の立地条件（地形 等）
 - ・災害時に対する情報の入手方法
 - ・避難方法（利用児童の年齢や発達に応じた避難方法等）

・衛生管理者の選任について

事業者は、常時 50 人以上の労働者を使用する事業場ごと、資格を有する者のうちから、衛生管理者を選任し、健康管理や作業環境等の労働衛生に係る事項を管理させる必要がありますので、選任するよう指導しました。

【具体的な指導事項】

- 常時 50 人以上の労働者を使用する事業場ごと、資格を有する者のうちから、衛生管理者を選任すること。

○利用者支援

・施設内の安全管理について

社会福祉施設等は、安全・安心な生活環境を利用者に提供することが責務です。安全（危機）管理で重要なことは、事故等を未然に防ぐことであり、また施設の運営者、管理者、職員がそれぞれの持ち場・立場を明確にして全員で取り組むことが安全（危

機) 管理に繋がります。

緊急時の対策として、避難及び消火訓練を月 1 回以上 (児童福祉施設) 実施するよう指導しました。

【具体的な指導事項】

○避難及び消火訓練が実施されていない月があるので、毎月 1 回以上実施し、記録を整備すること。

○食事提供

・衛生管理について

検食 (保存食) は、原材料及び調理済み食品を食品ごとに 50 g 程度ずつ清潔な容器に入れ、密封し、-20℃以下で 2 週間以上保存しなければなりません。原材料を保存していない施設がありましたので指導しました。

【具体的な指導事項】

○保存食については、調理済み食品のみではなく原材料についても保存すること。

○施設会計

・小口現金の管理について

少額な経費の支払いや、慣習上現金で支払うことが一般的な支出に充てるため、経理規程に区分ごとに限度額を設定して「小口現金」を設けることができ、「小口現金出納帳」で出入金を管理する必要があります。また、小口現金の精算は適宜適正に行う必要がありますが、職員による立替払が確認されたので、個人の金銭と法人、施設の金銭が混同しないよう、適正に管理するよう指導しました。

【具体的な指導事項】

○小口現金について、残高不足が生じる前に適正に補充するとともに、立替えによる管理を行わないよう是正すること。

・委託費の弾力運用について

委託費の弾力運用を行う際には、要件ごとに経費への支出上限額が決まっており、支出上限額を超えて委託費を充当する場合には、こども事業課へ事前協議・事前承認等の手続きが必要です。該当する場合に事前協議・事前承認の手続きを行っていない

施設が見られたため、手続きを行うよう指導しました。

【具体的な指導事項】

- 収入予算額の3%を超える前期末支払資金残高相当額を使用する場合、所管課の事前承認が必要だが、手続きがされていないので、こども事業課に様式2-1を提出すること。

③ 確認監査

・記録の整備について

特定教育・保育施設等は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備し、その完結日から5年間保存しておかなければなりません。

また、子どもに関する教育・保育の提供に関する以下に定める記録を整備し、その完結日から5年間保存しておかなければなりません。

- 教育・保育の提供日、内容その他の必要な事項の記録
- 教育・保育の提供にあたっての計画
- 子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって給付費等の支給を受け、又は受けようとした際に、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知した記録
- 苦情の内容等の記録
- 事故の状況及び事故に際してとった措置についての記録

【具体的な指導事項】

- 労働者名簿を整備すること。
- 特定教育・保育の提供に係る記録は5年間保存すること。(特定教育・保育の記録(保育日誌等)、特定教育・保育の取扱い方針(保育計画等)、利用者に関する市への通知(不正受給等))

・勤務体制の確保について

特定教育・保育施設等は、子どもに対し適切な教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務体制を定めておかなければなりません。有資格者1名で保育を行っていた時間帯があったため、適正に有資格者を配置するよう指導しました。

【具体的な指導事項】

- 有資格者1名で保育を行っていた時間帯があるため、子どもを預かる際は有資格者を複数配置すること。

④ 認可外保育施設等

・非常災害対策計画の作成と定期的訓練の実施について

非常災害に対して、火災のみならず、水害・土砂災害、地震等を想定した具体的計画を策定し、記載すべき項目を確認することとされています。また、認可外保育施設における定期的な訓練について、避難及び消火訓練を毎月1回以上実施し、その記録に努めるよう指導しました。

【具体的な指導事項】

- 非常災害対策計画を策定すること。
- 非常災害対策計画に不足項目があるため追加すること。
- 避難及び消火訓練は毎月実施し、記録を残すこと。

・健康管理・安全確保について

医師による児童の健康診断は、心身の発達に遅れがみられる児童の早期発見につながるという面からも有効であることを説明し、定期利用の子どもにおいては入所時に健康診断又は母子手帳での確認をするよう指導しました。

また、調理、調乳を行う場合に検便を事前に実施していない事例がありました。事前に検便を実施し、検査結果を確認するよう指導しました。

【具体的な指導事項】

- 入園する子どもの健康診断を実施すること。
- 入園予定の児童に対し、健康診断等を確認すること。
- 食事提供又は調乳を行う場合は、検便を事前に実施し、結果を確認すること。

(5) 対策

① 社会福祉法人・施設指導監査説明会及び集団指導の実施

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、ICTを活用した手法により、本市所管の法人・施設を対象に指導監査説明会及び特定教育・保育施設等を対象に集団指導を実施し、令和3年度の指導監査の結果や重点指導内容等の周知、情報の提供を行います。

このことにより、持続的な法人・施設運営と、利用者の立場に立ったサービス提供の維持・向上を図ります。

《 i 社会福祉法人・施設指導監査説明会及び ii 集団指導 》

- ・ 開催期間 i 令和4年6月下旬から4週間程度
 ii 令和4年7月中旬から4週間程度
- ・ 開催手法 動画配信 (YouTube)
- ・ 内 容 【 i 社会福祉法人・施設指導監査説明会 】
 1. 令和3年度社会福祉法人等指導監査結果について
 2. 令和4年度社会福祉法人等指導監査実施方針について 等 【 ii 集団指導 】
 1. 指導監査について
 2. 令和3年度指導監査の実施状況
 3. 主な留意事項について
 4. その他

② 計画的な指導監査の実施

令和4年度においても指導監査の重点指導事項を定め、周知徹底することによって、自主点検及び自主改善を促すとともに、指導監査を計画的に行うことにより、法人及び施設の育成に努めます。但し、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図る観点から、国の通知等を踏まえた上で、大阪府内及び豊中市内の状況や各法人・施設等の状況に鑑み、指導監査の実施の可否、実施時期等について柔軟に判断・対応するものとする。

(6) 令和4年度指導監査の主な重点指導事項

令和4年度の指導監査における主な重点指導事項は、前年度の指導監査、社会福祉法の改正等を踏まえたうえで、以下のとおりとします。

○本部運営

役員等の選任について

理事長及び業務執行理事による理事会への報告について

評議員会及び理事会の決議について

評議員会及び理事会の議事録について

地域における公益的な取組について

○本部会計

財務管理の状況について

社会福祉法人会計基準に基づいた計算書類等について

引当金の適正な処理について

○職員処遇

就業規則（各規程含む）の整備について

衛生管理者の選任について

非常災害対策計画・避難確保計画について

○利用者支援

苦情解決体制の確立について

施設内の安全管理について

虐待防止・身体的拘束の原則禁止について

事故発生の防止及び発生時の対応について

避難・消防等訓練について

○食事提供

衛生管理（検査用保存食）について

栄養管理（給与栄養目標量）について

○施設会計

財務管理の状況について

会計事務の執行管理体制について

社会福祉法人会計基準に基づいた計算書類等について

引当金の適正な処理について

委託費の弾力運用について（保育所）

○確認監査

事故防止について

職員配置について

秘密保持について

施設型給付費等の請求等（処遇改善加算・施設長（管理者）設置加算）について

3. 介護保険サービス事業者、有料老人ホーム等の実施状況

(1) 対象

指導監査の対象は、指定等を受けている全ての介護保険サービス事業者、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅とし、介護保険法に基づく実地指導については、原則として3～6年に1回の頻度で行えるよう計画的に対象事業者を選定します。

令和3年度の実地指導については、市に寄せられた苦情相談、事故報告の内容、給付実績、前回の実地指導等を勘案して対象事業者を選定しました。

業務管理体制の整備に関する確認検査における対象は、指定等を受けている事業所等の所在地が全て本市に所在する事業者となっており、対象事業者を選定し実施します。

表 2-1

【介護保険サービス事業者指定数及び有料老人ホーム等届出数】

居宅サービス(予防含む)	訪問介護	182
	訪問入浴介護	10
	訪問看護	126
	訪問リハビリテーション	8
	居宅療養管理指導	2
	通所介護	62
	通所リハビリテーション	18
	短期入所生活介護	42
	短期入所療養介護	20
	特定施設入居者生活介護	35
	福祉用具貸与	60
	特定福祉用具販売	60
	地域密着型サービス(予防含む)	夜間対応型訪問介護
認知症対応型通所介護		12
小規模多機能型居宅介護		35
地域密着型通所介護		51
認知症対応型共同生活介護		58
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		9
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		3
看護小規模多機能型居宅介護		2
居宅介護支援	居宅介護支援	156
介護予防支援	介護予防支援	7
介護保険施設	介護老人福祉施設	14
	介護老人保健施設	10
① 合計		983
有料老人ホーム		45
サービス付き高齢者向け住宅		33
② 合計		78
① +② 総計		1,061

注) 令和3年4月1日現在の指定等の数 市外事業者を除く

【豊中市介護予防・日常生活総合事業 事業者指定数】

訪問型サービス	訪問介護相当サービス	160
	訪問型サービスA	97
① 合計		257
通所型サービス	通所介護相当サービス	110
	通所型サービスA	30
② 合計		140
①+② 総計		397

注) 令和3年4月1日現在の指定等の数 市外事業者を除く

(2) 最重点指導事項及び重点指導事項

令和3年度の『豊中市介護保険事業者等指導実施方針』における「最重点指導事項」及び「重点指導事項」は以下のとおりです。

「最重点指導事項」

(重点指導事項の中でも特に重要なものとして、比重を置いた指導を行うもの)

- ・ 高齢者虐待の防止
- ・ 身体的拘束等の原則禁止

「重点指導事項」

① 人員、設備及び運営に関する事項

- ・ 高齢者虐待の防止
- ・ 身体的拘束等の原則禁止
- ・ 各サービス計画の作成
- ・ 衛生管理等
- ・ 業務継続計画の策定等
- ・ 事故発生時の対応
- ・ 勤務体制の確保等

② 介護報酬の請求に関する事項

- ・ 報酬基準等に基づいた介護報酬の請求

(3) 実施状況

① 集団指導

サービス種別毎に以下のとおり、集団指導を行いました。これまでは、講習会形式で実施しておりましたが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から市ホームページ上で実施しました。なお欠席事業者には、個別指導を実施するとともに、繰り返し欠席する事業者に対しては優先順位を繰り上げ実地指導を行います。

i 介護保険サービス事業者等

- ・ 実施期間 令和3年7月9日～令和3年8月31日
- ・ 参加数 709事業所
- ・ 欠席数 2事業所
- ・ 内容 指導に関する事項
豊中市における指定・運営
事業運営上の留意事項 等

ii 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

- ・ 実施期間 令和3年9月10日～令和3年9月30日
- ・ 参加数 64施設
- ・ 欠席数 19施設
- ・ 内容 豊中市有料老人ホーム設置運営指導指針について
その他情報提供 等

② 実地指導

本市が所管する指定介護保険サービス事業所のうち、令和3年度の実地指導等については、市に寄せられた苦情相談、事故報告の内容、給付実績、前回の実地指導等を勘案して対象の選定を行い、事業所に対して実施しました。

表 2-2

【サービス分類ごとの実地指導等実施状況】（令和3年度）

	所管数	計画数	実施数	指導数（文書・口頭）	助言数
居宅サービス(予防含む)	625	120	48	58 (53・5)	297
地域密着型サービス(予防含む)	171	34	5	18 (18・0)	29
居宅介護支援	156	35	6	7 (7・0)	54
介護予防支援	7	0	0	0	0
介護老人福祉施設	14	3	5	5 (3・2)	12
介護老人保健施設	10	4	1	0	5
有料老人ホーム	45	2	1	4 (4・0)	0
サービス付高齢者向け住宅	33	8	3	8 (7・1)	2
豊中市介護予防・日常生活総合事業	397	74	15	12 (11・1)	71
合 計	1,458	280	84	112 (103・9)	470

注) 所管数は令和3年4月1日現在の指定等の数

参考【サービス分類ごとの実地指導等実施状況】（令和2年度）

	所管数	計画数	実施数	指導数（文書・口頭）	助言数
居宅サービス(予防含む)	607	115	12	118 (71・47)	98
地域密着型サービス(予防含む)	179	31	2	4 (2・2)	0
居宅介護支援	164	33	3	58 (30・28)	15
介護予防支援	7	0	0	0	0
介護老人福祉施設	14	3	0	0	0
介護老人保健施設	10	4	1	6 (3・3)	0
有料老人ホーム	43	2	0	0	0
サービス付高齢者向け住宅	34	12	0	0	0
豊中市介護予防・日常生活総合事業	404	75	6	46 (13・33)	41
合 計	1,462	275	24	232 (119・113)	154

注) 所管数は令和2年4月1日現在の指定等の数

表 2-3

【サービス種別ごとの実地指導等実施状況】（令和3年度）

		所管数	計画数	実施数	指導数(文書・口頭)	助言数
居宅 サービス (予防含む)	訪問介護	182	33	8	23 (20・3)	45
	訪問入浴介護	10	0	0	0	0
	訪問看護	126	24	12	11 (11・0)	104
	訪問リハビリテーション	8	2	0	0	0
	居宅療養管理指導	2	0	0	0	0
	通所介護	62	13	4	9 (7・2)	17
	通所リハビリテーション	18	6	2	1 (1・0)	10
	短期入所生活介護	42	10	12	6 (6・0)	34
	短期入所療養介護	20	8	2	0	10
	特定施設入居者生活介護	35	8	0	0	0
	福祉用具貸与	60	8	4	6 (6・0)	41
	福祉用具販売	60	8	4	2 (2・0)	36
地域密着型 サービス (予防含む)	夜間対応型訪問介護	1	0	0	0	0
	認知症対応型通所介護	12	0	0	0	0
	小規模多機能型居宅介護	35	9	1	4 (4・0)	0
	地域密着型通所介護	51	8	0	0	0
	認知症対応型共同生活介護	58	14	2	8 (8・0)	14
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	9	2	1	2 (2・0)	10
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3	1	1	4 (4・0)	5
	看護小規模多機能型居宅介護	2	0	0	0	0
居宅介護支援	居宅介護支援	156	35	6	7 (7・0)	54
介護予防支援	介護予防支援	7	0	0	0	0
介護保険施設	介護老人福祉施設	14	3	5	5 (3・2)	12
	介護老人保健施設	10	4	1	0	5
① 合計		983	196	65	88 (81・7)	397
有料老人ホーム		45	2	1	4 (4・0)	0
サービス付き高齢者向け住宅		33	8	3	8 (7・1)	2
② 合計		78	10	4	12 (11・1)	2
①+② 総計		1,061	206	69	100 (92・8)	399

		所管数	計画数	実施数	指導数(文書・口頭)	助言数
訪問型サービス	訪問介護相当サービス	160	28	7	7 (7・0)	38
	訪問型サービスA	97	20	2	0	5
③ 合計		257	48	9	7 (7・0)	43
通所型サービス	通所介護相当サービス	110	19	4	5 (4・1)	23
	通所型サービスA	30	7	2	0	5
④ 合計		140	26	6	5 (4・1)	28
③+④ 総計		397	74	15	12 (11・1)	71
①+②+③+④ 総計		1,458	280	84	112 (103・9)	470

参考【サービス種別ごとの実地指導等実施状況】（令和2年度）

		所管数	計画数	実施数	指導数(文書・口頭)	助言数
居宅 サービス (予防含む)	訪問介護	184	32	6	53 (25・28)	34
	訪問入浴介護	10	0	0	0	0
	訪問看護	114	22	6	65 (46・19)	64
	訪問リハビリテーション	8	2	0	0	0
	居宅療養管理指導	2	0	0	0	0
	通所介護	62	13	0	0	0
	通所リハビリテーション	18	6	0	0	0
	短期入所生活介護	42	8	0	0	0
	短期入所療養介護	20	8	0	0	0
	特定施設入居者生活介護	35	8	0	0	0
	福祉用具貸与	56	8	0	0	0
	福祉用具販売	56	8	0	0	0
地域密着型 サービス (予防含む)	夜間対応型訪問介護	1	0	0	0	0
	認知症対応型通所介護	15	2	0	0	0
	小規模多機能型居宅介護	37	9	0	0	0
	地域密着型通所介護	49	8	0	0	0
	認知症対応型共同生活介護	62	8	2	4 (2・2)	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	9	1	0	0	0
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4	2	0	0	0
	看護小規模多機能型居宅介護	2	1	0	0	0
居宅介護支援	居宅介護支援	164	33	3	58 (30・28)	15
介護予防支援	介護予防支援	7	0	0	0	0
介護保険施設	介護老人福祉施設	14	3	0	0	0
	介護老人保健施設	10	4	1	6 (3・3)	0
①合計		981	186	18	186 (106・80)	113
有料老人ホーム		43	2	0	0	0
サービス付き高齢者向け住宅		34	12	0	0	0
②合計		77	14	0	0	0
①+② 総計		1,058	200	18	186 (106・80)	113

		所管数	計画数	実施数	指導数(文書・口頭)	助言数
訪問型サービス	訪問介護相当サービス	163	27	4	32 (8・24)	34
	訪問型サービスA	102	20	2	14 (5・9)	7
③ 合計		265	47	6	46 (13・33)	41
通所型サービス	通所介護相当サービス	108	21	0	0	0
	通所型サービスA	31	7	0	0	0
④ 合計		139	28	0	0	0
③+④ 総計		404	75	6	46 (13・33)	41
①+②+③+④ 総計		1,462	275	24	232 (119・113)	154

【監査実施状況】(令和3年度)

対象なし

参考【監査実施状況】(令和2年度)

対象なし

(4) 主な指導事項

① 身体的拘束等の原則禁止について

緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはいけないこと、身体的拘束等を行う場合は、切迫性、非代替性、一時性の3要件を満たしていることを確認できるよう指導しました。また、3要件を満たしていない場合、本人・家族の同意がない場合の身体的拘束等は高齢者虐待に相当することを説明するとともに、行った場合は解除に向けて努力するよう指導しました。

【具体的な指導事項】

- 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。
- 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- 身体的拘束等の実施にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合であることを多職種で検討し、その内容を書面で確認できるようにすること。

② 各サービス計画の作成について

サービス計画の作成は、計画作成に係る一連のプロセス（アセスメント→サービス計画原案作成→多職種で協議→利用者への説明、同意、交付→計画に基づいたサービス提供→モニタリングなど→必要に応じてサービス計画の変更）が適切になされ、利用者ごとのニーズに応じた個別ケアが行われるよう指導しました。

また、サービス計画の更新の際も一連のプロセスを実施するよう指導しました。

【具体的な指導事項】

- 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助や機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載したサービス計画を適切に作成すること。
- サービス計画について、利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。
- サービス計画を利用者に交付すること。
- サービス計画について、その実施状況の把握を適切に行い、必要に応じてサービス計画の変更を行うこと。

③ 事故発生時の対応

サービスの提供にあたって事故が発生した場合、適切な処置を行い、市や利用者の家族等に連絡を行うとともに記録を残し、同様の事故が起こることがないように、原因究明や事故防止策を講じる必要があることを指導しました。利用者が安心してサービスの提供を受けられることができるよう、事故発生時の速やかな対応が求められることを指導しました。

【具体的な指導事項】

- 事故発生の防止及び発生時の対応について、事故発生防止の指針に入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針を盛り込むこと。
- 事故発生時の対応について、サービス提供により事故が発生した場合は、市町村に連絡を行うこと。
- 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合には、その分析を通じた改善策について、従業者に周知徹底を図る体制を整備すること。

④ 勤務体制の確保等

勤務していることがタイムカードなどで確認できない、時間帯における必要な人員を確保できていない事例について指導しました。

また、人員に関する要件が設けられている加算についても、他サービスと兼務したり、専従していることが確認できなかったため、事業者ごとに従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係を明確にするよう指導しました。

【具体的な指導事項】

- 原則として月ごとの勤務表を作成し、看護職員の兼務関係等を明確にすること。
- 介護職員の資質の向上のために、その研修の機会が確保されていることが記録から確認できなかったため、確認できるようにすること。
- 共同生活住居ごとに、介護従業者の日々の勤務体制、常勤・非常勤の別、管理者との兼務、夜間及び深夜の勤務の担当者等を明確にすること。

⑤ 介護給付費等の算定及び取扱いについて

加算とは一定の要件（算定要件）に適合したサービスについて、基本報酬に上乘せされるものです。加算相当のサービスを提供していても、算定要件に適合していなければ不適切な加算となり、過誤調整などの対象となります。

各事業者は、各種加算の算定時には、確認できる資料や記録もれがないか複数でチェックする体制を整備するなど、事業所として取り組むことができるよう指導しました。

【具体的な指導事項】

- 人員の欠如減算については、早急に指定基準に定められた員数の従業者を配置すること。
- サービス提供体制強化加算について、人員基準欠如に該当する日は算定しないこと。
- 看取り介護加算の算定要件を満たした上で加算を算定すること。
- 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算について、賃金改善に関する計画及び賃金改善に関するものを除く介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していなかったため周知すること。

(5) 対策

① 集団指導の実施

介護保険サービス事業者等に対する集団指導は、利用者の立場に立ったサービス提供を維持・向上するため、令和3年度の指導監査の実績等を踏まえて、サービス提供や事業運営上の留意事項などの周知徹底を図ります。令和4年度の介護保険サービス事業者等に対する集団指導は、令和3年度に引き続き市ホームページ上で実施する予定です。

◆ 集団指導開催時期（予定）

- | | |
|------------------------|---------|
| ・介護保険サービス事業者等 | 令和4年6月 |
| ・有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅 | 令和4年12月 |

② 計画的な運営指導の実施

令和4年度指導監査の重点指導事項を定め周知徹底することにより、事業者の自主点検及び自主改善を促すとともに、引き続き運営指導を計画的に行うことにより事業者の育成に努めます。また、指導の重点化・効率化を図るため、3年から6年に1回の周期で運営指導を行います。

※法令改正により、「実地指導」は令和4年度以降「運営指導」に変わります。

(6) 令和4年度指導監査の重点指導事項

令和4年度の指導監査における重点指導事項は以下のとおりとします。

① 運営指導における重点指導事項

運営指導については、

- ①高齢者虐待の防止
- ②身体的拘束等の原則禁止
- ③各サービス計画の作成
- ④衛生管理等
- ⑤業務継続計画の策定等
- ⑥事故発生時の対応
- ⑦勤務体制の確保等

の7点を令和4年度の重点指導事項とします。

また、7点の重点指導事項の中でも、特に①高齢者虐待の防止 ②身体的拘束等の原則禁止については、これらの事項に違反していることを以って指導を行い、利用者の尊厳保持の観点からも極めて重要な事項であるため、特に比重を置き、「**最重点指導事項**」として指導を行います。

運営指導における**最重点指導事項**

- ①高齢者虐待の防止
- ②身体的拘束等の原則禁止

運営指導における**重点指導事項**

- ① 高齢者虐待の防止 (再掲)
- ② 身体的拘束等の原則禁止 (再掲)
- ③ 各サービス計画の作成
- ④ 衛生管理等
- ⑤ 業務継続計画の策定等
- ⑥ 事故発生時の対応
- ⑦ 勤務体制の確保等

② 報酬請求指導における**重点指導事項**

報酬請求指導については、「報酬基準等に基づいた介護報酬の請求」を重点指導事項とし、報酬基準に基づいた実施体制の確保や各種加算及び減算の考え方に関する指導を実施することにより、保険給付の適正化を図ることができるようサービス事業者等の支援を行います。

報酬請求指導における**重点指導事項**

- 報酬基準等に基づいた介護報酬の請求

(7) **業務管理体制の整備に関する確認検査**

① **一般検査**

業務管理体制の整備に関する届出内容の確認（一般検査）については、業務管理体制の整備に関する事項の届出がある事業者で本市に立入検査等の事務・権限がある事業者のうち、50事業者に対し実施しました。

いずれも業務管理体制の整備・運用状況は概ね適正と認められました。

【実施状況】（令和3年度）

50事業者

参考【実施状況】（令和2年度）

23 事業者

② 特別検査

特別検査は、指定介護保険サービス事業所等の指定取消相当の事案が発覚した場合に、当該サービス事業者の本部等へ立ち入り、業務管理体制の整備状況及び組織的関与の有無を検証するため実施します。

令和3年度は、対象事業者はありませんでした。

4. 障害福祉サービス事業者等の実施状況

(1) 対象

指導監査の対象は、指定を受けている全ての指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）、指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者（以下「指定障害児通所支援事業者等」という。）とし、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく実地指導については、原則として概ね3年に1回の頻度で行うことを目標に、計画的に対象事業者を選定し実施します。また、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく監査については、利用者に対して虐待を行ったこと疑うに足る理由のある事業者、介護給付費等の不正請求の疑いのある事業者等を対象に実施します。

業務管理体制の整備に関する確認検査については、本市に業務管理体制の整備に関する届出を行っている指定障害福祉サービス事業者等及び指定障害児通所支援事業者等が対象となり、対象事業者を選定し実施します。

表 3-1

【障害福祉サービス事業者及び障害児通所支援事業者等指定数】

自立支援給付	相談支援	地域相談支援	50
		計画相談支援	31
	訪問系	居宅介護	154
		重度訪問介護	141
		同行援護	87
		行動援護	9
		短期入所	9
	日中活動系	療養介護	1
		生活介護	40
		就労継続支援 A 型	5
		就労継続支援 B 型	25
		就労移行支援	8
		自立訓練	2
		就労定着支援	5
	自立生活援助	1	
	居住系	共同生活援助	27
		障害者支援施設	1
地域生活支援事業	地域生活支援※	移動支援	128
		日中一時支援	2
		訪問入浴	5
		施設入浴	1
		地域活動支援	2
障害福祉サービス事業者 ①合計			734
障害児通所支援給付及び 障害児相談支援給付	障害児通所支援	児童発達支援	48
		放課後等デイサービス	61
		保育所等訪問支援	2
	障害児相談支援	障害児相談支援	29
障害児通所支援事業者等 ②合計			140
①+②総計			874

注) 令和 3 年 4 月 1 日現在の指定数

※ 市外事業者を除く

(2) 重点指導事項

令和3年度の『豊中市指定障害福祉サービス事業者等指導実施方針』における主な重点指導事項は以下のとおりです。

① 人員、設備及び運営指導に関する事項

- i. 利用者の権利擁護及びその観点を踏まえた適切な支援（利用者の人権尊重）
- ii. 虐待の防止及び身体的拘束の原則禁止
- iii. 人員基準の遵守
- iv. サービスの提供の記録（記録及び利用者確認等含む）
- v. 個別支援計画の作成等
- vi. 非常災害対策
- vii. 業務継続計画の策定
- viii. 衛生管理等（感染症等の予防、発生時の対応及び従業員の健康診断の適正な実施等含む）
- ix. 事故発生時の対応（事故防止の取り組み等含む）

② 報酬請求指導に関する事項

- i. 自立支援給付等の適正化
- ii. 例外的な態様でのサービス提供の算定要件の遵守
- iii. 加算の算定要件（各加算要件に関する記録等）の遵守

(3) 実施状況

① 集団指導

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市のホームページを活用したweb形式にて、集団指導を実施しました。

集団指導会場において配付していた資料をホームページ上に掲載し、事業者において資料の内容の確認及び事業所内での周知研修を実施したうえで、豊中市電子申込システムに掲載したアンケートに対し、周知研修の実施状況や事業所運営に関する内容の回答をもって、集団指導への出席とみなしました。欠席事業者に対しては、個別指導を実施するとともに、繰り返し欠席する事業者に対しては、優先順位を繰り上げて実地指導を行います。

i 障害福祉サービス事業者

（令和3年度 障害者総合支援制度における指定事業者・施設 集団指導）

- ・開催年月日 令和3年10月25日 対象事業者に実施通知送付
- ・アンケート提出期限
 - 第1期日 令和3年11月30日（火）※
 - 第2期日 令和3年12月13日（月）

※第1期日までに提出が確認できなかった事業所については、12月1日以降に提出要請を実施。アンケート項目に回答遅延理由を追加して回答させた。

- ・参加数 304 事業所
- ・欠席数 2 事業所
- ・内容 指定障害福祉サービス事業者等に対する指導及び監査について
実地指導における主な指導事項について 等

ii 障害児通所支援事業者等

(令和3年度 指定障害児支援事業者等 集団指導)

- ・開催年月日 令和3年10月25日 対象事業者に実施通知送付
- ・アンケート提出期限
第1期日 令和3年11月30日(火) ※
第2期日 令和3年12月13日(月)

※第1期日までに提出が確認できなかった事業所については、12月1日以降に提出要請を実施。アンケート項目に回答遅延理由を追加して回答させた。

- ・参加数 97 事業所
- ・欠席数 2 事業所
- ・内容 指定障害福祉サービス事業者等に対する指導及び監査について
実地指導における主な指導事項について 等

② 実地指導

本市が所管する指定障害福祉サービス事業者等のうち、令和3年度の実地指導については、市に寄せられた苦情相談、事故報告の内容、給付実績、集団指導の出席状況、前回の実地指導等を勘案して対象となる事業者を選定し実施しました。

表 3-2

【サービス分類ごとの実地指導実施状況】（令和3年度）

	所管数	計画数	実施数	指導数(文書・口頭)	助言数
自立支援給付	595	91	36	156 (156・0)	220
相談支援	81	7	0	0 (0・0)	0
訪問系	399	55	35	156 (156・0)	220
日中活動系	87	20	0	0 (0・0)	0
居住系	28	9	1	0 (0・0)	0
地域生活支援	138	15	12	56 (56・0)	65
地域生活支援	138	15	12	56 (56・0)	65
障害児通所支援給付及び障害児相談支援給付	140	58	6	43 (43・0)	42
障害児通所支援	111	56	1	43 (43・0)	42
障害児相談支援	29	2	5	0 (0・0)	0
合 計	873	164	54	255 (255・0)	327

※実施数 54 件は、監査に切り替えた 5 件を含む。

参考【サービス分類ごとの実地指導実施状況】（令和2年度）

	所管数	計画数	実施数	指導数(文書・口頭)	助言数
自立支援給付	614	102	27	139 (136・3)	162
相談支援	80	1	0	0 (0・0)	0
訪問系	425	85	27	139 (136・3)	162
日中活動系	84	7	0	0 (0・0)	0
居住系	25	9	0	0 (0・0)	0
地域生活支援	143	24	9	34 (33・1)	45
地域生活支援	143	24	9	34 (33・1)	45
障害児通所支援給付及び障害児相談支援給付	124	38	8	74 (73・1)	41
障害児通所支援	96	37	8	74 (73・1)	41
障害児相談支援	28	1	0	0 (0・0)	0
合 計	881	164	44	247 (242・5)	248

表 3-3 【サービス種類ごとの実地指導実施状況】（令和 3 年度）

		所管数	計画数	実施数	指導数(文書・口頭)	助言数
自立支援給付						
相談支援	地域相談支援	50	4	0	0(0 ・ 0)	0
	計画相談支援	31	3	0	0(0 ・ 0)	0
訪問系	居宅介護	154	21	13	61(61 ・ 0)	80
	重度訪問介護	141	19	12	50(50 ・ 0)	74
	同行援護	87	12	9	45(45 ・ 0)	66
	行動援護	9	1	1	0(0 ・ 0)	0
	短期入所	8	2	0	0(0 ・ 0)	0
日中活動系	療養介護	1	1	0	0(0 ・ 0)	0
	生活介護	40	4	0	0(0 ・ 0)	0
	就労継続支援 A 型	5	2	0	0(0 ・ 0)	0
	就労継続支援 B 型	25	3	0	0(0 ・ 0)	0
	就労移行支援	8	4	0	0(0 ・ 0)	0
	自立訓練	2	2	0	0(0 ・ 0)	0
	就労定着支援	5	3	0	0(0 ・ 0)	0
	自立生活援助	1	1	0	0(0 ・ 0)	0
居住系	共同生活援助	27	8	1	0(0 ・ 0)	0
	障害者支援施設	1	1	0	0(0 ・ 0)	0
地域生活支援						
地域生活支援	移動支援	128	15	12	56(56 ・ 0)	65
	日中一時支援	2	0	0	0(0 ・ 0)	0
	訪問入浴	5	0	0	0(0 ・ 0)	0
	施設入浴	1	0	0	0(0 ・ 0)	0
	地域活動支援	2	0	0	0(0 ・ 0)	0
障害児通所支援給付及び障害児相談支援給付						
障害児通所支援	児童発達支援	48	26	1	11(11 ・ 0)	12
	放課後等デイサービス	61	29	5	32(32 ・ 0)	30
	保育所等訪問支援	2	1	0	0(0 ・ 0)	0
障害児相談支援	障害児相談支援	29	2	0	0(0 ・ 0)	0
合 計		873	164	54	255(255 ・ 0)	327

参考【サービス種類ごとの実地指導実施状況】（令和2年度）

		所管数	計画数	実施数	指導数(文書・口頭)	助言数
自立支援給付						
相談支援	地域相談支援	50	0	0	0(0・0)	0
	計画相談支援	30	1	0	0(0・0)	0
訪問系	居宅介護	162	34	10	50(49・1)	57
	重度訪問介護	150	31	10	46(45・1)	58
	同行援護	93	16	6	35(34・1)	38
	行動援護	9	2	1	8(8・0)	9
	短期入所	11	2	0	0(0・0)	0
日中活動系	療養介護	1	1	0	0(0・0)	0
	生活介護	40	3	0	0(0・0)	0
	就労継続支援A型	6	1	0	0(0・0)	0
	就労継続支援B型	22	2	0	0(0・0)	0
	就労移行支援	8	0	0	0(0・0)	0
	自立訓練	2	0	0	0(0・0)	0
	就労定着支援	4	0	0	0(0・0)	0
	自立生活援助	1	0	0	0(0・0)	0
居住系	共同生活援助	24	8	0	0(0・0)	0
	障害者支援施設	1	1	0	0(0・0)	0
地域生活支援						
地域生活支援	移動支援	133	24	9	34(33・1)	45
	日中一時支援	2	0	0	0(0・0)	0
	訪問入浴	5	0	0	0(0・0)	0
	施設入浴	1	0	0	0(0・0)	0
	地域活動支援	2	0	0	0(0・0)	0
障害児通所支援給付及び障害児相談支援給付						
障害児通所支援	児童発達支援	41	15	0	0(0・0)	0
	放課後等デイサービス	54	22	8	74(73・1)	41
	保育所等訪問支援	1	0	0	0(0・0)	0
障害児相談支援	障害児相談支援	28	1	0	0(0・0)	0
合 計		881	164	44	247(242・5)	248

(4) 監査

令和3年度においては、障害者総合支援法に基づく監査を2事業者（地域生活支援事業を含む5サービス）に対し、児童福祉法に基づく監査を1事業者（2サービス）に対し実施しました。

【監査実施状況】（令和3年度）

	実施数
障害者総合支援法に基づく監査	
居宅介護	1
重度訪問介護	1
行動援護	1
共同生活援助	1
移動支援(地域生活支援事業)	1
児童福祉法に基づく監査	
児童発達支援	1
放課後等デイサービス	1

参考【監査実施状況】（令和2年度）

	実施数
障害者総合支援法に基づく監査	
短期入所	1

(5) 行政処分等

令和3年度においては、1事業者（2サービス）に対し、児童福祉法に基づく行政処分を行いました。行政処分等の内容や処分理由は以下のとおりです。

内容	指定取消し
サービス種別	児童発達支援、放課後等デイサービス
処分理由	児童発達支援及び放課後等デイサービス (1) 不正請求(法第21条の5の24第1項第5号) ・平成30年4月から平成31年1月まで、実際は指定基準及び児童指導員等加配加算(I)児童指導員等の算定要件を満たす人員配置を行っていなかったにもかかわらず、サービス提供職員欠如減算を適用せず、児童指導員等加配加算(I)児童指導員等を算定して障害児通所給付

	<p>費を請求し、これを受領した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 31 年 2 月から令和 2 年 3 月まで、実際は児童指導員等加配加算 (I) 児童指導員等の算定要件を満たす人員配置を行っていなかったにもかかわらず、児童指導員等加配加算 (I) 児童指導員等を算定して障害児通所給付費を請求し、これを受領した。 <p>(2) 不正又は著しく不当な行為(法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 10 号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年 4 月から令和 2 年 3 月までの勤務実績について、複数の児童指導員及びその他の従業者が実際には勤務をしていない日又は時間にもかかわらず、勤務していたことを装う虚偽の勤務予定(実績)一覧表及び出勤簿を後から作成し、監査で提出した。 <p>(3) 人員基準違反(法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 3 号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年 4 月から平成 31 年 1 月まで指定基準に定める従業者を配置していなかった。
経済上の措置	<p>○障害児通所給付費を支給した豊中市に対し、不正に受け取った障害児通所給付費 8,168,733 円の返還、及び法第 57 条の 2 第 2 項に基づき返還させる額に百分の四十を乗じて得た金額 3,267,492 円を加算して支払わせる。</p>

(6) 主な指導事項

① 人員に関する事項

・人員基準の遵守

事業所が配置すべき人員については、サービスごとに人員基準等において定められていますが、タイムカード等勤務の実績を確認できるものが無いなど、事業所ごとの勤務体制が明確にされておらず、配置されている人員数の確認ができない事例がありました。

実地指導においては、職種ごとに必要な人員数の配置及び配置すべき人員数を事業所において把握し、現在の配置状況が確認できる書類を整えるよう指導しました。

【具体的な指導事項】

- 従業者の人員数が常勤換算方法で 2.5 以上を満たしていることの確認ができないため、勤務実績等を作成し、確認できるようにすること。
- 営業時間を通じて必置の職員が配置されていることが確認できないため、勤務実績等を作成し、確認できるようにすること。

② 運営に関する事項

・個別支援計画に係る手続きの不備

個別支援計画に係るアセスメントの実施、個別支援計画に係る会議の開催、利用者への交付等一連の手続きが適切に行われていない事例や個別支援計画の作成日、説明日及び交付日を記録していない事例が確認されました。

実地指導においては、個別支援計画を作成するにあたって、基準等の規定に基づいた適切な手続きを行うよう、また作成日等の記録をするよう指導しました。

【具体的な指導事項】

- アセスメントを十分に行うこと。
- 個別支援計画の作成に係る会議（利用者に対するサービスの提供にあたる担当者等を招集して行う会議）を開催し、計画の原案の内容について意見を求め、記録に残すこと。
- 個別支援計画の定期的な見直しを行うこと。
- 個別支援計画を作成した際に利用者に説明及び交付したことが分かるようにすること。

・サービス提供時の記録・利用者確認の漏れ

サービス提供の内容がその都度記録されていないなど、提供時の記録や利用者確認が十分行われていない事例が確認されました。

実地指導においては、必要な記載事項を網羅したサービスの提供の記録をサービス提供の都度作成したうえで、利用者の確認を得るよう指導しました。

【具体的な指導事項】

- サービスの提供の記録を作成すること。また、利用者の確認を受けること。
- 利用者によるサービス提供記録の確認について、月末等にまとめて受けるのではなく、その都度受けること。

③ 介護給付費等の算定及び取扱い

・例外的な態様でのサービス提供を算定する際に必要な手続要件の不備

例外的な態様でのサービス提供をした際に、障害福祉課との事前協議等の必要な手続を経ずに請求している事例が確認されました。

実地指導においては、事前協議をしたうえでその内容を記録する等必要な手続をあらかじめ踏むよう指導しました。

【具体的な指導事項】

○原則請求できない通院等介助における「院内介助」や、移動支援における「通学等の通年かつ長期にわたる用法」でのサービスについては、援護の実施者との事前協議や、個別支援計画に位置付ける等の必要な手続を経た上で請求を行うこと。

・加算の算定要件の不備

加算を算定するうえで必要な要件を満たしていないにもかかわらず、加算を算定している事例が確認されました。

実地指導においては、各加算の要件を示し、請求時の事後確認のみならず、従業者への日ごころからの注意喚起や定期的な研修の実施などの方法で適切な請求ができるよう、事業所として取り組むよう指導しました。

【具体的な指導事項】

○特定事業所加算の要件を満たした上で、加算を算定すること。
○福祉・介護職員処遇改善加算を算定するに当たって、福祉・介護職員処遇改善計画書、キャリアパス要件について、職員に周知していることが記録から確認できるようにすること。

(7) 対策

① 障害福祉サービス事業者連絡会における周知

行政処分の事例紹介にて、事業運営上注意すべきことの周知を行うとともに、運営状況の自主点検を行うよう注意喚起を行いました。また、令和3年度の法改正に伴い、事業者が取り組むべき内容についての周知を行いました。

- ・令和4年3月3日：豊中市障害者就労支援連絡会
- ・令和4年3月8日：豊中市障害者グループホーム事業者連絡会
- ・令和4年3月9日：豊中市障害相談支援ネットワーク“えん”事業者連絡会

〈周知内容〉

1. 行政処分の事例紹介
2. 根拠法令及び関係法令の紹介
3. 法令等の探し方について
4. 様式等の掲載場所の案内
5. 令和3年度の改正内容（共通事項及び各サービスごとの事項）
 - (1) 虐待防止対策の強化
 - (2) 感染対策の強化
 - (3) 業務継続に向けた取り組みの強化
 - (4) ハラスメント対策の強化
 - (5) 身体拘束等の適正化
 - (6) 障害福祉現場の業務効率化を図るための ICT 活用
 - (7) 電磁的記録等の対応について

② 集団指導の実施

令和4年度の指定障害福祉サービス事業者等集団指導は、利用者の立場に立ったサービス提供の維持・向上を図るため、令和3年度の指導監査の実績やサービス提供時の注意事項等について、全事業者を対象に集団指導を行います。

令和3年度と同様に新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、豊中市のホームページを活用したweb形式での実施を予定しています。

③ 計画的な実地指導の実施

令和4年度指導監査の重点指導事項を定め周知することにより、事業者の自主点検及び自主改善を促すとともに、引き続き実地指導を計画的に行うことにより事業者の育成に努めます。

(8) 令和4年度指導監査の主な重点指導事項

① 人員、設備及び運営指導に関する事項

- i. 利用者の権利擁護及びその観点を踏まえた適切な支援（利用者の人権尊重）
- ii. 虐待の防止及び身体拘束等の原則禁止
- iii. 非常災害対策
- iv. 衛生管理等（感染症等の予防、発生時の対応及び従業員の健康診断の適正な実施等含む）
- v. 事故発生時の対応（事故防止の取り組み等含む）
- vi. 人員基準の順守
- vii. サービスの提供の記録（記録及び利用者確認等含む）

viii. 個別支援計画の作成等

ix. 業務継続計画の策定

② 報酬請求指導に関する事項

i. 自立支援給付等の適正化

ii. 例外的な態様でのサービス提供の算定要件の遵守

iii. 加算の算定要件（各加算要件に関する記録等）の遵守

(9) 業務管理体制の整備に関する確認検査

① 一般検査

業務管理体制の整備に関する届出内容の確認（一般検査）については、業務管理体制の整備に関する事項の届出がある事業者で本市に立入検査等の事務・権限がある事業者のうち、13事業者に対し実施しました。

いずれも業務管理体制の整備・運用状況は概ね適正と認められました。

【実施状況】（令和3年度）

	実施数
指定障害福祉サービス事業者	8
指定障害者相談支援事業者	1
指定障害児通所支援事業者	4
指定障害児相談支援事業者	0
合計	13

参考【実施状況】（令和2年度）

	実施数
指定障害福祉サービス事業者	9
指定障害者相談支援事業者	3
指定障害児通所支援事業者	1
指定障害児相談支援事業者	3
合計	16

② 特別検査

特別検査は、指定障害福祉サービス事業所等の指定取消相当の事案が発覚した場合に、当該指定障害福祉サービス事業者の本部等へ立ち入り、業務管理体制の整備状況及び組織的関与の有無を検証するため実施します。

令和3年度は、1事業者に対し実施しました。

【実施状況】（令和3年度）

	実施数
指定障害児通所支援事業者	1
合計	1

参考：【実施状況】（令和2年度）

	実施数
指定障害福祉サービス事業者	1
合計	1

**令和3年度社会福祉法人等の
指導監査結果（実績報告）**

令和4年（2022年）6月

豊中市福祉部福祉指導監査課

〒561-8501 大阪府豊中市中桜塚3丁目1番1号

電話 (06) 6858-2441

ファックス (06) 6858-4325

http://www.city.toyonaka.osaka.jp/kenko/kaigo_hukushi/hojinshido/shakaifukushihoujin/tuuti.html